

福島復興再生特別措置法に基づく産業復興再生計画の認定について

平成 25 年 5 月 28 日
復興庁

1 本日、福島復興再生特別措置法に基づく「産業復興再生計画」について内閣総理大臣による認定を行いました。

本計画は、平成 25 年 4 月 30 日付の福島県知事から内閣総理大臣への申請を受け、関係行政機関の長への同意手続を経て、本日、認定したものです。

2 本計画は、福島県の基幹産業である農林水産業、商工業（中小企業等）及び観光産業の復興及び再生に向けた取組を加速し、福島県の新たな時代をリードする産業と雇用を創出することを目標とした計画です。

3 本計画の認定により、福島特措法に基づく規制の特例が実際に適用されることとなります。具体的には、福島県の魅力や正しい情報を伝える通訳案内士の育成、福島ブランド商品の確立、新品種育成、小名浜港のバルク貨物取扱機能の効率化が推進されることとなります。

(例) 福島ブランド商品 南郷トマト、土湯温泉、会津みそ など

(例) 新品種 水稻、イチゴ、アスパラガス、モモ、ナシ など

4 今後、国、福島県をはじめとする関係者が一体となって、計画に示した目標に向けた取組を着実に推進することにより、福島県内の産業の復興及び中長期的な発展を促進してまいります。

本件連絡先：

復興庁 原子力災害復興班

担当：松本、宮田、荒木

電話：03-5545-7416

【参考】

福島復興再生特別措置法に基づく産業復興再生計画の概要

【第1章～第3章 はじめに～本件産業の現状と課題】

- ・「福島県復興計画」の基本理念や復興プロジェクトを具現化するため、地域の実情に配慮し、市町村の意見を踏まえて福島県が「産業復興再生計画」を策定。

【第4章～第6章 本計画の目標～産業復興再生事業】

- ① 福島県の基幹産業である農林水産業、商工業、観光産業の復興及び再生を図るため、国、市町村と連携しつつ、避難解除等区域、将来的な住民の帰還をめざす区域、県内全域の3つの区分ごとに、総力を挙げて復興及び再生を図る。
- ② 産業復興再生計画の目標の達成のため、特措法第40条～第50条の規定に基づく規制の特例措置を活用した事業を実施。
(主な取組)
 - ・ 福島特例通訳案内士育成事業(40)
 - ・ 商品等需要開拓事業(41)
南郷トマト、土湯温泉、会津みそ、大堀相馬焼、会津田島アスパラガス
 - ・ 新品種育成事業(42)
水稻、イチゴ、アスパラガス、モモ、ナシ、リンゴ、リンドウ、カラー
 - ・ 福島特定埠頭運営事業(49)
小名浜港バルク貨物
 - ・ 地熱資源開発事業・流通機能向上事業(43～47、48)